

あおもり産品販売促進協議会農産物等加工用備品貸出要領

1 目的

あおもり産品販売促進協議会（以下「協議会」という。）で保有する農産物等加工用備品を貸し付けることにより、農林水産業者等の6次産業化のきっかけづくり及び市民の商品づくり活動の充実を図ることを目的とする。

2 貸出対象

貸付を行う団体等の範囲は、主に青森市内を活動場所とし、青森市農林水産物の加工等を行う団体等とする。ただし、あおもり産品販売促進協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

3 貸出備品

別紙 農産物等加工用備品一覧（荒川市民センター）のとおりとする。

4 使用区域

原則として青森市内とする。

5 使用料

使用料は無料とする。ただし、備品に使用する燃料などの消耗品代は申請者負担とする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として1月以内とする。

7 申請

申請者は、使用する5日前までにあおもり産品販売促進協議会事務局（青森市あおもり産品支援課内）に「農産物等加工用備品借用申請書」を提出しなければならない。

8 貸出

申請者は、申請書を提示し、荒川市民センターにおいて貸出を行うこととする。

9 返却

申請者は、使用後速やかに荒川市民センターへ返却を行うものとする。

10 目的外使用及び転貸の禁止

申請者は、借り受けた備品を自らの責任において管理し、貸出目的以外の使用または転貸を禁ずる。

11 故障等への対応

(1)貸出中に申請者の過失により損害や破損が生じた場合は、申請者が責任を持って修理すること。

(2)備品の使用中の事故やけが等については、申請者の責任で対応するものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月10日から施行する。